

議案第111号

調布市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年11月28日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

使用料の額を改めるとともに災害その他非常の場合において排水設備工事を実施する事業者の確保を図るほか、所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市下水道条例の一部を改正する条例

調布市下水道条例（昭和47年調布市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「申請書に必要な書類を添付して」を削る。

第5条の見出し中「の検査」を「完了の届出」に改め、同条第1項中「て検査を受け」を削り、同条第2項を削る。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めたときは、この限りでない。

第14条の表一般汚水の項を次のように改める。

一般汚水	8立方メートル以下の分	534円
	8立方メートルを超えて20立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 77円
	20立方メートルを超えて30立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 118円
	30立方メートルを超えて50立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 130円
	50立方メートルを超えて100立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 167円
	100立方メートルを超えて200立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 192円
	200立方メートルを超えて500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 228円
	500立方メートルを超えて1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき 267円
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき 302円

第14条の表共用汚水の項を削り、同表備考第1項中「及び共用汚水」を削り、同表備考第3項を削る。

第23条第2号中「第5条第1項」を「第5条」に改め、同条第8号中「の規定による申請書又は書類」を削り、「第7条又は」を「第7条若しくは」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は公布の日から、第4条、第5条及び第23条の改正規定並びに次項、附則第3項及び附則第6項の規定は令和8年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の調布市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、一部施行日以後の届出に係るものについて適用し、一部施行日前の届出に係るものについては、なお従前の例による。

3 改正後の条例第5条の規定は、一部施行日以後に完了する工事に係る届出から適用し、一部施行日前に完了した工事に係る届出については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

5 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く使用に係る使用料は、排出量を日々均等に排出したものとみなして算定する。

6 一部施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。